

国保多古中央病院 院外処方せんにおける疑義照会プロトコール

以下の項目について疑義照会を不要とし、医薬品調剤報告書での事後報告を行うこととする。(ただし麻薬及び抗がん剤においては本プロトコールの適用としない。)

① 規格の変更(変更不可の処方を除く)

例: 5mg1回2錠 ⇒ 10mg1回1錠
20mg1回0.5錠 ⇒ 10mg 1錠

但し、患者に薬効、安定性、価格等説明、同意の上変更とする。
変更後はお薬手帳にその旨明記する。

② 成分名が同一の銘柄変更(変更不可の処方を除く)

例:アムロジン OD 錠5mg⇒ノルバスク OD 錠5mg
⇒アムロジピン OD 錠5mg「トーフ」等

※変更調剤後の薬剤料が変更前のものを超える場合であっても、患者に対してその旨を説明の上、同意を得ることで、当該変更調剤を行うことが出来る。

③ 剤形の変更(変更不可の処方を除く)

例:ビオスリー錠 ⇒ビオスリー散
オルメテック錠 20mg⇒オルメテック OD 錠 20mg

【般】プロチゾラム錠 0.25mg⇒レンドルミンD錠 0.25mg
⇒プロチゾラムOD錠 0.25mg「サワイ」等

- ※ 効能・効果や用法用量が変わらない場合のみ可
- ※ 安定性・体内動態・用法用量・投与方法を考慮して行う。
- ※ 外用薬の変更は不可。(軟膏⇒クリーム剤の剤形変更、クリーム⇒軟膏テープ剤・パップ剤・温感・冷感の変更などは疑義照会する)
- ※ インスリンのデバイスの変更は剤形変更として適用しない。
- ※ 小児の脱カプセルや錠剤粉砕は疑義照会とする。

④ 湿布や軟膏剤での規格変更に関する事(変更不可の処方を除く)

例)マイザー軟膏10g入り2本 ⇒マイザー軟膏5g入り4本

- ⑤ 処方薬剤を服薬状況などの理由により一包化すること、あるいはその逆。
(コメントに「一包化不可」とある場合は除く)

※患者の希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる場合に限る。

※加算についての説明と同意を必ず行う。

- ⑥ 残薬を調整すること。(投与日数を延長する処方を除く)

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合に、投与日数を調整(短縮)して調剤すること。(外用薬および自己注射の本数の変更も含む)

ただし、処方日数を原則ゼロにはできない。

※残薬調整を行った場合で、著しいアドヒアランスの低下が認められる場合などは「医薬薬連携情報提供」を用いて情報提供を行う。

- ⑦ 湿布薬の1日使用枚数と用法・用量が不一致の場合の、1日使用枚数あるいは用法・用量の変更

例)モーラステープ 20mg 42枚

1日2枚使用

はり薬 1日1回 1回1枚 部位 腰⇒使用枚数と用法の不一致

⇒患者に使用部位や使用法などを確認し、1日1枚使用への変更

あるいは1日1回 1回2枚への変更

※用法・用量の変更は添付文書の記載に準ずること

※使用部位、あるいは使用枚数や用法・用量が不明・不確実につき変更できない場合は疑義照会とする。

以上

追記:⑥は2019. 6 改訂事項

追記:2024. 7 改訂事項

②「後発医薬品～先発医薬品への変更は疑義照会を行う」の記載削除

赤字部分の記載追加